

# 水道局規程

## 広島市水道局規程第16号

平成26年12月15日

広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 高 広 義 明

### 広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(広島市水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 広島市水道局事務分掌規程(平成26年広島市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中第15号を削り、第16号を第15号とする。

(広島市水道局職務権限規程の一部改正)

第2条 広島市水道局職務権限規程(昭和46年広島市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表人事課の部中14の款を削る。

(広島市水道局文書規程の一部改正)

第3条 広島市水道局文書規程(昭和27年広島市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第6号中「法務課長が管理するもの」の右に「その他これに類するものとして企画総務局長が定めるもの」を加える。

(広島市水道局公印保管使用規程の一部改正)

第4条 広島市水道局公印保管使用規程(昭和41年広島市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「総務課長」を「法務課長」に改める。

第7条第1項中「領収書、納入通知書その他の文書で、一定の字句及び内容のものを多数印刷する場合において」を「公印の押印を必要とする文書のうち」に、「支障がないと認めるもの」を「あらかじめ承認したもの」に改め、同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の一項を加える。

2 企画総務課長は、前項の規定により承認したときは、印影の印刷に使用する公印の名称及び印影の印刷にすることとする文書の名称を告示しなければならない。

第7条に次の一項を加える。

4 印影の印刷によることをやめたときはその旨を企画総務課長に通知し、かつ、当該印影が電子計算機に記録したものであるときにあつては、その記録を電子計算機から消去しなければならない。

(広島市水道局就業規則の一部改正)

第5条 広島市水道局就業規則(昭和28年広島市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「出勤簿に押印」を「出勤登録(庶務事務システム(電子情報処理組織を使用して人事及び給与に関する事務を行うための情報処理システムで、企画総務局人事部人事課長が管理するものをいう。))により出勤の登録をすることをい

う。以下同じ。)を」に、同条第2項中「出勤簿に押印すること」を「出勤登録」に、同条第3項中「出勤簿に押印」を「出勤登録」に改める。

第16条第2項中「1日若しくは半日又は1時間を単位として」を「最小限度必要と認める期間又は時間」に改める。

第40条中「常時勤務を要しない職員」の右に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

### 附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

## 広島市水道局規程第17号

平成26年12月25日

広島市水道局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 高 広 義 明

### 広島市水道局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(広島市水道局職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 広島市水道局職員の給与に関する規程(昭和32年広島市水道局規程第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	129,700	153,400	212,700	263,500	320,700	361,700	407,200	461,700
	2	130,700	155,400	214,800	265,500	323,100	364,300	409,900	464,600
	3	131,700	157,300	216,800	267,400	325,400	366,900	412,600	467,400
	4	132,700	159,200	218,800	269,300	327,700	369,500	415,200	470,200
	5	133,700	161,000	220,700	271,100	329,900	371,900	417,700	472,900
	6	134,800	163,000	222,800	273,300	332,000	374,500	420,200	476,000
	7	135,900	165,000	224,900	275,500	334,000	377,100	422,600	479,100
	8	137,000	166,900	226,900	277,700	336,000	379,700	425,000	482,200
	9	138,100	168,700	228,800	280,000	337,900	382,200	427,300	485,200
	10	139,200	170,600	231,000	282,200	340,100	384,800	429,800	488,600
	11	140,300	172,500	233,200	284,400	342,300	387,400	432,200	491,900
	12	141,400	174,400	235,400	286,600	344,500	389,900	433,600	495,200
	13	142,500	176,300	237,500	288,700	346,500	392,300	436,900	498,400
	14	143,700	178,000	239,700	291,100	348,500	394,700	439,300	501,100
	15	144,900	179,700	241,900	293,500	350,500	397,100	441,700	503,800
	16	146,100	181,400	244,100	295,800	352,500	399,500	444,100	506,400
	17	147,300	183,000	246,300	298,000	354,300	401,800	446,300	508,900
	18	148,700	184,700	248,300	300,400	356,100	404,000	448,700	510,600
	19	150,100	186,400	250,300	302,800	357,900	406,200	451,100	512,300
	20	151,500	188,100	252,200	305,100	359,600	408,400	453,500	514,000
	21	153,000	189,600	254,000	307,300	361,200	410,500	455,800	515,600
	22	154,500	191,500	256,000	309,300	362,900	412,600	457,700	517,200
	23	156,000	193,400	258,000	311,300	364,600	414,700	459,600	518,800
	24	157,400	195,300	259,900	313,300	366,200	416,700	461,500	520,300
	25	158,700	197,000	261,700	315,200	367,700	418,600	463,200	521,700
	26	160,800	198,800	263,400	317,400	369,800	420,600	465,000	523,000
	27	162,900	200,600	265,100	319,600	371,900	422,500	466,800	524,300
	28	165,000	202,400	266,800	321,800	374,000	424,400	468,600	525,600
	29	166,900	204,100	268,500	323,900	375,900	426,200	470,200	526,800
	30	168,900	206,000	270,000	326,100	378,100	427,800	471,300	527,800
	31	170,900	207,900	271,500	328,300	380,200	429,400	472,400	528,800
	32	172,900	209,800	273,000	330,500	382,300	431,000	473,500	529,800
	33	174,800	211,500	274,300	332,600	384,300	432,400	474,400	530,600
	34	176,600	213,200	276,200	334,800	386,300	433,900	475,300	531,600
	35	178,400	214,900	278,100	337,000	388,300	435,400	476,200	532,600
	36	180,200	216,600	280,000	339,200	390,300	436,900	477,100	533,600
	37	181,900	218,200	281,900	341,300	392,100	438,200	477,900	534,400
	38	183,500	220,200	283,900	343,400	393,800	439,300	478,800	535,400
	39	185,100	222,200	285,900	345,500	395,400	440,400	479,700	536,400
	40	186,700	224,100	287,800	347,600	397,000	441,500	480,600	537,400
	41	188,100	225,900	289,600	349,600	398,500	442,400	481,600	538,200
	42	189,700	227,800	291,600	351,400	399,800	443,400	482,500	539,200
	43	191,300	229,700	293,600	353,200	401,100	444,400	483,400	540,200
	44	192,900	231,600	295,600	355,000	402,400	445,300	484,300	541,200
	45	194,400	233,500	297,400	356,600	403,800	446,100	485,300	542,000
	46	196,000	235,200	299,300	358,200	404,800	447,200	486,200	543,000
	47	197,600	236,900	301,200	359,800	405,800	448,300	487,100	544,000
	48	199,200	238,600	303,100	361,400	406,800	449,400	488,000	545,000
	49	200,900	240,200	305,000	363,000	407,600	450,300	488,800	545,900
50	202,500	242,000	306,900	364,300	408,600	451,200	489,700	546,900	

51	204,100	243,800	308,800	365,600	409,600	452,100	490,600	547,900
52	205,700	245,600	310,700	366,800	410,600	453,000	491,500	548,900
53	207,200	247,400	312,400	367,900	411,400	453,700	492,400	549,500
54	208,600	249,300	314,300	369,300	412,300	454,500	493,300	550,500
55	210,000	251,100	316,200	370,700	413,200	455,300	494,200	551,500
56	211,400	252,900	318,100	372,000	414,000	456,100	495,100	552,500
57	212,900	254,600	319,900	373,200	414,700	457,000	495,800	553,400
58	214,200	256,500	321,700	374,300	415,500	457,800	496,700	
59	215,500	258,400	323,500	375,400	416,300	458,600	497,600	
60	216,800	260,200	325,300	376,500	417,100	459,400	498,500	
61	218,000	261,900	326,900	377,600	417,700	460,100	499,200	
62	219,200	263,600	328,600	378,500	418,500	460,900	500,100	
63	220,400	265,300	330,300	379,400	419,300	461,700	501,000	
64	221,600	267,000	332,000	380,300	420,000	462,400	501,900	
65	222,600	268,600	333,700	381,100	420,600	463,000	502,600	
66	223,800	270,000	335,100	381,900	421,400	463,800	503,500	
67	225,000	271,300	336,500	382,700	422,200	464,600	504,400	
68	226,100	272,600	337,900	383,500	423,000	465,400	505,300	
69	227,100	273,800	339,300	384,200	423,800	466,100	506,200	
70	228,200	275,200	340,600	385,100	424,700	466,900		
71	229,300	276,600	341,900	386,000	425,600	467,700		
72	230,400	277,900	343,200	386,900	426,500	468,500		
73	231,300	279,100	344,300	387,700	427,400	469,300		
74	232,400	280,500	345,800	388,800	428,100	470,100		
75	233,500	281,900	347,300	389,900	428,800	470,900		
76	234,600	283,300	348,800	391,000	429,500	471,700		
77	235,600	284,600	350,100	392,000	430,000	472,200		
78	236,600	285,900	351,800	392,800	430,700	473,000		
79	237,600	287,200	353,500	393,600	431,400	473,800		
80	238,600	288,500	355,200	394,400	432,100	474,600		
81	239,500	289,900	356,900	395,000	432,800	475,400		
82	240,600	291,100	358,500	395,900	433,500			
83	241,700	292,300	360,000	396,800	434,200			
84	242,800	293,500	361,500	397,700	434,900			
85	243,800	294,500	362,900	398,400	435,700			
86	244,600	295,700	364,200	399,100	436,400			
87	245,400	296,900	365,500	399,800	437,100			
88	246,200	298,100	366,800	400,500	437,800			
89	247,000	299,200	367,900	401,000	438,600			
90	247,700	300,200	368,800	401,800	439,300			
91	248,400	301,200	369,700	402,600	440,000			
92	249,100	302,200	370,600	403,400	440,700			
93	249,700	303,200	371,400	404,100	441,200			
94	250,200	304,100	372,200	404,900	441,900			
95	250,700	305,000	373,000	405,700	442,600			
96	251,200	305,900	373,800	406,500	443,300			
97	251,700	306,900	374,600	407,400	444,100			
98		307,800	375,400	408,100	444,800			
99		308,700	376,200	408,800	445,500			
100		309,600	377,000	409,500	446,200			
101		310,300	377,800	410,100	446,900			
102		311,200	378,600	410,800	447,600			
103		312,100	379,400	411,500	448,300			
104		313,000	380,200	412,200	449,000			
105		313,700	380,900	412,700	449,700			
106		314,300	381,600	413,400				

107		314,900	382,300	414,100				
108		315,500	382,900	414,800				
109		316,000	383,400	415,300				
110		316,500	384,000	416,000				
111		317,000	384,600	416,700				
112		317,500	385,200	417,400				
113		318,000	385,800	417,900				
114		318,500	386,400	418,600				
115		319,000	387,000	419,300				
116		319,500	387,600	420,000				
117		320,000	388,200	420,600				
118		320,500	388,800	421,300				
119		321,000	389,400	422,000				
120		321,500	390,000	422,700				
121		322,000	390,700	423,400				
122				424,100				
123				424,800				
124				425,500				
125				426,300				
126				427,000				
127				427,700				
128				428,400				
129				429,000				
再任用 職員	214,400	230,800	247,300	271,000	287,900	328,000	374,200	422,300

備考

1 この表は、別表第2の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表において「再任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

別表第2中「375,000」を「377,000」に、「424,000」を「426,000」に、「477,000」を「479,000」に、「543,000」を「542,000」に、「620,000」を「618,000」に、「724,000」を「722,000」に、「848,000」を「845,000」に、「972,000」を「968,000」に改める。

(広島市水道局職員の給与に関する規程の一部改正する規程の一部改正)

第2条 広島市水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成20年広島市水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

附則別表第5を次のように改める。

附則別表第5 削除

(広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程の一部改正)

第3条 広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程(昭和42年広島市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「95,100円」を「95,200円」に、「70,700円」を「70,800円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
2 第1条又は第3条の規定による改正後の広島市水道局職員の給与に関する規程及び広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程(以下「改正後の規程等」という。)の規定は、平

(別紙)

平成23年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

( 財 政 局 )

- 1 監査意見公表年月日
平成24年2月6日(広島市監査公表第4号)
2 包括外部監査人
世良 敏昭
3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成26年11月27日(広収一第26号)
4 監査のテーマ
未収金、貸付金、出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について
5 監査の意見及び対応の内容

Table with 2 columns: 監査の意見, 対応の内容. Row 1: (1) 収入未済・債権, ア 全庁的な取組について, (ア) 徴収一元化の推進について (所管課: 財政局収納対策部徴収第一課). Content: 徴収の一元化の取組は収納率の向上に一定の効果... 徴収の一元化の取組の対象となる債権を、平成26年7月1日から、それまでの市税、保育料、児童福祉施設徴収金及び下水道事業受益者負担金に係る債権に加え、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び下水道事業分担金に係る債権にまで拡充した。

- 成26年4月1日から適用する。
3 第1条又は第3条の規定による改正前の広島市水道局職員の給与に関する規程及び広島市水道局職員の管理職手当の支給に関する規程の規定に基づいて平成26年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程等の規定による給与の内払とみなす。
4 前項が定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

監査公表

広島市監査公表第41号
平成26年12月19日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 沖宗正明
同 渡辺好造

包括外部監査の結果(指摘事項)に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。
また、広島市長及び広島市水道事業管理者から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

のシステムで管理する滞納情報を一元化後の徴収部門が査閲できるようにシステム変更を行うことが有益であると考える。	にしている。
---	--------

(イ) 個人情報保護法の制約について (所管課：財政局収納対策部徴収第一課)	
監査の意見	対応の内容
<p>強制徴収公債権の回収に当たり得られる財産調査結果を他の債権回収のために利用するに当たっての個人情報保護法の制約（目的外利用の禁止の原則）を乗り越えるための方策としては、一般的に以下の方法が知られている。</p> <p>a 債権発生時に、あらかじめ本人に一定の範囲内での個人情報の利用について承諾を得る。</p> <p>b 徴収を同一部門で担当する。</p> <p>c 個人情報保護審議会の同意を得て、例外的に目的外使用を認める。</p> <p>広島市においても、上記方策により、同法の制約を乗り越え、効率的な徴収が可能となるよう検討することが望ましい。</p>	<p>本市の強制徴収公債権の徴収事務を財政局収納対策部に一元化し、当該債権の回収に当たり得られる財産情報を同部での各徴収事務において共有化して活用することについての検討を行った。その結果、この方策に伴う保有個人情報の目的外利用は、本市の強制徴収公債権の徴収事務の効率的な実施をその目的とし、かつ、その目的に高い公益性があるため、そこに合理的な必要性及び正当性が認められるとともに、それによる個人の権利利益の不当な侵害は発生しないことから、広島市個人情報保護条例第8条第1項第6号の規定（実施機関の内部利用に相当の理由があると認めて利用する場合）に該当するとともに、同条第2項の規定（実施機関の内部利用による個人の権利利益の不当な侵害の禁止）には抵触しないとの解釈が妥当であると判断し、平成26年7月1日からこの方策を導入している。</p>

平成22年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表  
(こども未来局)

- 1 監査結果公表年月日  
平成23年2月7日 (広島市監査公表第7号)
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査結果に基づいて講じた措置通知年月日  
平成26年11月25日 (広こ企第89号)
- 4 監査のテーマ  
市有財産の有効活用について
- 5 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容

未利用地について (所管課：こども未来局保育企画課)	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>未利用地のうちこども未来局保育企画課所管分の一部（已斐上保育園敷地）について</p> <p>地理的要件や交通の利便性などから、保育園を開設したとしても周辺の保育需要を吸収することは困難であると想定されることから、行政財産としての用途を廃止し、売却を図ることが適当である。</p>	<p>当該保育園敷地については、交通の利便性の悪さなどから、ここに保育園を開設したとしても周辺地域からの利用は見込めないものと判断し、行政財産としての用途を廃止した上で、平成26年2月にこれを売却するための公募手続を実施した。</p>

平成24年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置等の公表  
(こども未来局)

- 1 監査結果及び監査意見の公表年月日  
平成25年2月4日 (広島市監査公表第1号)
- 2 包括外部監査人  
世良 敏昭
- 3 監査結果に基づいて講じた措置及び監査意見に対する対応結果の通知年月日  
平成26年11月25日 (広こ企第90号)  
平成26年12月8日 (広こ家第343号)
- 4 監査のテーマ  
指定管理者制度に関する事務の執行について
- 5 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容

【監査の結果】

大町第二保育園（財務諸表の未入手について）（所管課：こども未来局保育企画課）	
監査の結果の要旨	措置の内容
<p>基本協定書では「指定管理者は、毎年度、決算確定後速やかに、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書又は資金計画に関する資料その他必要な書類を広島市に提出しなければならない」旨規定しているが、所管課では資金収支計算書以外の財務諸表を入手していなかった。</p> <p>これら財務諸表は指定管理者の財務内容を評価するための基礎資料となることから、基本協定書どおり毎年度、必ず入手すべきである。</p>	<p>監査の指摘を受け、大町第二保育園の指定管理者である社会福祉法人広島県同胞援護財団から、平成23年度分の財務諸表を直ちに入手するとともに、平成24年度分以降の財務諸表については、基本協定書にのっとり、毎年度、同法人の決算が確定する理事会の終了後、速やかにこれを入手することとした。</p> <p>そして、平成24年度以降、毎年度、財務諸表を入手し、これを基に同法人の財務状況の安全性についての点検を行っている。</p>

【監査の意見】

(1) 大町第二保育園（モニタリングが不十分であることについて（実地調査の記録）） （所管課：こども未来局保育企画課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>指定管理業務の実施状況を所管課が把握するための実地調査において、その詳細な調査結果を記録していない。</p> <p>指定管理業務の実施状況を正確に把握し、実績評価を適切に行うため、実地調査の結果を詳細に記録し、保管するよう徹底することが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、実績評価を適切に行うため、大町第二保育園の指定管理業務の実施状況に関する点検項目及び点検方法を記載した「実地調査チェックリスト兼記録簿」を定め、平成26年3月の実地調査から、これを用いて調査結果を詳細に記録し、保管している。</p>

(2) 広島市こども療育センター、広島市北部こども療育センター（分館）、広島市西部こども療育センター（分館）（実地調査における計画の作成について） （所管課：こども未来局こども・家庭支援課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>指定管理業務の実施状況を所管課が把握するための実地調査の計画が作成されていなかった。</p> <p>実地調査の実施に際しては、点検項目及び点検方法等を含む適切な実地調査の計画を作成することが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、各年度において、広島市こども療育センター等3施設の指定管理業務の実施状況に関する点検項目及び点検方法等を定めた実地調査の計画を作成し、これに基づき実地調査を適切に実施することとした。</p>

(3) 広島市こども療育センター、広島市北部こども療育センター（分館）、広島市西部こども療育センター（分館）（モニタリングが不十分であることについて（実地調査の記録）） （所管課：こども未来局こども・家庭支援課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>指定管理業務の実施状況を所管課が把握するための実地調査において、その詳細な調査結果を記録していない。</p> <p>指定管理業務の実施状況を正確に把握し、実績評価を適切に行うため、実地調査の結果を詳細に記録し、保管するよう徹底することが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、実績評価を適切に行うため、広島市こども療育センター等3施設の指定管理業務の実施状況に関する点検項目及び点検方法を記載した「実地調査チェックリスト兼記録簿」を定め、平成26年度以降、これを用いて調査結果を詳細に記録し、保管することとした。</p>

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（水道局）

- 1 監査意見公表年月日  
平成23年2月7日（広島市監査公表第7号）
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成26年12月15日（広水財第99号）
- 4 監査のテーマ  
水道事業における事務の執行及び資産の管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

広島市の水道料金について ア 水道料金の算定方法及び体系について 損益ベースでの水道料金算定について（所管課：水道局財務課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>水道局では、今後の水道料金制度の在り方について、損益ベースでの水道料金の算定への移行を検討しているようである。現在の資金ベースでの水道料金の算定方式では資金不足は生じないが、その問題点としては、建設改良費、すなわち老朽化した水道管の更新や耐震化、バックアップ施設の建設を行うための費用の財源を内部留保ではなく、企業債に依存せざるを得ないことが挙げられる。</p> <p>「水道料金算定要領」における損益ベースを水道料金の算定方法として選択すれば、財政収支計画では損益収支をプラスで維持することができるため、将来の建設改良のための資金を内部留保することができる。そのため、企業債への依存を減らし、財政の健全性を強化することができる。ただし、資産維持費が原価に算入されるので水道料金は高くなり、利用者の負担が増加することになる。</p> <p>資金ベースと損益ベースのどちらを選択するかは、水道事業者が置かれた事業環境の下で判断することであり、現時点で資金ベースを採用していることに問題があるとは思わない。</p> <p>しかし、水道法施行規則の規定等を踏まえれば、水道料金の算定方法は、将来を見据えた上で施設更新に必要な資金を資産維持費として原価に算入し料金水準を決定するという損益ベース方式によることが原則である。また、これまでは、水道の普及及び拡大に企業債を多く活用しても、水道料金収入の増加により企業債の償還が可能であったが、施設の拡張から維持管理の時代に移り、水需要とともに水道料金収入が減少傾向にあるなか、今後も施設設備の財源を企業債へ安易に依存することは、企業債残高が依然高い水準にある現状から見て、将来への大きな負担を残すことになりかねない。</p> <p>これらの事情を考慮すると、将来的には損益ベースでの料金算定方法に移行する必要性があると考え。ただし、損益ベースでの水道料金の算定に当たっては、長期的な水需要予測と基幹施設の更新・改良などの施設整備計画により、長期財政計画を策定する必要がある。この長期財政計画がないと、資産維持費を適正に積算することができない。</p> <p>長期の安定した給水サービスを継続するために受益者へ求める負担はどの程度必要になるのか、長期的な財政シミュレーションの下で損益ベースによる料金水準案を公開し、公の場でその適正性について議論をすべきと考える。</p>	<p>平成25年12月に新しい中期経営計画（平成26年度～平成29年度）を策定し、この計画に基づき、現行料金水準を維持しつつ、将来にわたって給水の安全性・安定性を確保するための施設整備を計画的に推進し、かつ、企業債残高を着実に削減することとしている。</p> <p>今後の見通しでは、水需要が低迷し給水収益が減少していく一方で、老朽化した水道施設の更新需要が増大していくことを見込んでいる。</p> <p>このため、給水の安全性・安定性の確保と利用者負担への影響の両面を考慮しながら、長期的な財政収支見通しに基づき、次期中期経営計画期間における水道料金算定を行うものとする。</p> <p>また、もとより水道料金の改定は議会の議決を経てなされるものであり、市民の理解を得る必要があることから、議会、市民に対して分かりやすく説明することなどにより、水道料金の水準の適正性について説明責任を果たすものとする</p>

イ 通増型料金体系について (ア) 用途別料金体系の廃止及び口径別料金体系の統合・簡素化（所管課：水道局財務課）	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>現在、通増度の緩和については調査研究中とのことであるが、まず、家事用、業務用、公衆浴場用及びプール用に区分されている用途別料金体系の廃止を検討するべきである。用途別体系では同じ使用量の事業者間で負担する水道料金に格差が生じるが、この格差を合理的に説明できるような理由付けは難しい。理論的根拠ではなく政策的な配慮から料金格差を設けてきたと思われるが、受益と負担の関係をより明確にし、使用者が受けるサービスに対して必要な原価に基づいて算出した水道料金を徴収するという考え方から、水道料金については、用途別料金体系を廃止し、口径別料金体系に一本化することが望ましいと考える。用途別料金体系の廃止により、割安であった家事用等が増額となるが、家事用より高く設定されていた業務用料金は減額となり家事用等と同料金になることで、大口利用者への負担軽減が図られ、通増度の緩和となると思われる。</p> <p>また、口径別料金体系についても、現在、11の口径に区分して基本料金を設定しているが、口径の統合や簡素化を図ることも検討する必要があると考える。</p>	<p>本市の水道料金は、基本料金（口径別に区分）と従量料金とで構成し、従量料金は、家事用、業務用等の用途別に区分の上、それぞれ使用水量が増加するに従って単価が高くなる通増型を採用しており、これまで長きにわたって市民に定着している。</p> <p>本市の水需要は、家事用はほぼ横ばいで推移しているが、業務用は企業のコスト削減を目的とした節水の取組等の影響により減少傾向となっており、今後においては、こうした水需要構造の変化や老朽化した水道施設の更新需要を見据えながら、安定収入を確保していく必要がある。</p> <p>こうした中、平成25年3月に厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」では、料金制度の最適化として、現行の料金制度から利用者の影響の小さい範囲で徐々に変更していくことが重要であると、通増型料金についても緩やかな見直しを求める旨の考え方が示された。</p> <p>このため、今後、中期経営計画策定に当たって料金体系の見直しを行うときには、「新水道ビジョン」で示された考え方を視野に入れつつ、包括外部監査の意見も踏まえ、水道施設の更新財源を適切に確保するとともに、市民生活へ与える影響や大口利用者と小口利用者の負担の均衡を考慮した料金体系のあり方を検討することとする。</p>



(イ) 原価情報の開示 (所管課：水道局財務課)	
監査の意見の要旨	対応の内容
<p>料金体系の見直しに当たっては、現在の料金体系と「水道料金算定要領」に基づいて計算された理論値とを比較し、大口利用者と小口利用者の間で、生活水の低廉化のために、原価計算上どのような配慮が行われているかを利用者へ示すべきである。また、水道料金収入に占める基本料金の割合を増加させれば、家事用と業務用の料金格差を縮小することができ、逡増度が緩和するが、逡増制を採用する限り、政策的な生活水への配慮は続くことになる。しかし、そうした政策的な配慮も原価主義に基づく利用者負担の公平性という原則の枠内で行われるべきものであり、小口利用者への配慮が金額的にどの程度なのか情報開示すべきである。</p>	<p>水道料金の原価情報について、包括外部監査の意見も踏まえ、料金体系を次のような仕組みとすることによって小口利用者への配慮を行っていることをホームページで公表し、広く市民へ情報開示することとした。</p> <p>① 日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づいて試算した理論値に比べ、基本料金を軽減し、その一方で従量料金に比重を置いたものとしていること。</p> <p>② 従量料金は、家事用、業務用等の用途別に料金単価を定めていること。</p> <p>③ 更に、従量料金は、使用水量が多くなるほど1m<sup>3</sup>当たりの料金が段階的に高くなる逡増型としていること。</p>